

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和6年3月4日(2024.3.4)

【公開番号】特開2023-165794(P2023-165794A)

【公開日】令和5年11月17日(2023.11.17)

【年通号数】公開公報(特許)2023-217

【出願番号】特願2023-151795(P2023-151795)

【国際特許分類】

A 63 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 63 F 7/02 304 D

【手続補正書】

【提出日】令和6年2月22日(2024.2.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技者が操作可能な第1操作手段及び第2操作手段と、

前記第1操作手段の操作に基づく所定の契機に基づき抽選処理を行う抽選手段と、

前記抽選処理により当選結果が得られた場合に、所定の遊技価値を付与可能な遊技価値付与手段とを備えた遊技機において、

回転可能に設けられた回転体と、

前記回転体を回転させるモータと、

前記モータを駆動制御するモータ制御手段と、

所定の光を出射可能な発光体と、

30

前記発光体を制御可能な発光制御手段と、を備え、

前記回転体には、前記発光体から出射される光を透過可能なM個(Mは1以上の整数)の装飾部が、該回転体の周方向に所定間隔をあけて等間隔に配置され、

前記モータ制御手段は、前記第2操作手段の操作に基づき前記回転体の速度変化を伴う所定のモータ制御を実行可能に構成され、

前記発光体は、前記回転体のうち遊技者が視認可能かつ連続する回転方向所定区間に對し光を照射可能に構成され、

前記発光制御手段は、前記発光体が点灯状態にある期間又は消灯状態にある期間を変更可能に構成され、前記第1操作手段の操作に基づき実行された前記抽選処理の結果に基づき所定条件が成立した場合には、前記第2操作手段の操作に基づき前記所定のモータ制御が実行された場合に、前記発光体が点灯状態と消灯状態とを切換える所定の発光体点滅制御を実行可能かつ遊技者が操作した前記第2操作手段の操作態様に応じて前記所定の発光体点滅制御を変更可能に構成され、

前記抽選処理により所定の当選結果が得られた場合に、該当選結果が得られない場合よりも前記所定条件が成立する割合が多くなるよう構成されていること、
又は、

前記抽選処理により所定の当選結果が得られた場合に、前記所定条件が成立するよう構成されていること、

のうち少なくとも一方であることを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

50

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

パチンコ機等の遊技機の中には、例えば可動役物として回転体を備え、所定のタイミングで回転体を回転させるものがある（例えば、特許文献1参照）。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

10

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

上記の目的を達成するため、請求項1に係る遊技機は、

遊技者が操作可能な第1操作手段及び第2操作手段と、

前記第1操作手段の操作に基づく所定の契機に基づき抽選処理を行う抽選手段と、

前記抽選処理により当選結果が得られた場合に、所定の遊技価値を付与可能な遊技価値付与手段とを備えた遊技機において、

回転可能に設けられた回転体と、

前記回転体を回転させるモータと、

20

前記モータを駆動制御するモータ制御手段と、

所定の光を出射可能な発光体と、

前記発光体を制御可能な発光制御手段と、を備え、

前記回転体には、前記発光体から出射される光を透過可能なM個（Mは1以上の整数）の装飾部が、該回転体の周方向に所定間隔をあけて等間隔に配置され、

前記モータ制御手段は、前記第2操作手段の操作に基づき前記回転体の速度変化を伴う所定のモータ制御を実行可能に構成され、

前記発光体は、前記回転体のうち遊技者が視認可能かつ連続する回転方向所定区間に對し光を照射可能に構成され、

前記発光制御手段は、前記発光体が点灯状態にある期間又は消灯状態にある期間を変更可能に構成され、前記第1操作手段の操作に基づき実行された前記抽選処理の結果に基づき所定条件が成立した場合には、前記第2操作手段の操作に基づき前記所定のモータ制御が実行された場合に、前記発光体が点灯状態と消灯状態とを切換える所定の発光体点滅制御を実行可能かつ遊技者が操作した前記第2操作手段の操作態様に応じて前記所定の発光体点滅制御を変更可能に構成され、

前記抽選処理により所定の当選結果が得られた場合に、該当選結果が得られない場合よりも前記所定条件が成立する割合が多くなるよう構成されていること、又は、

前記抽選処理により所定の当選結果が得られた場合に、前記所定条件が成立するよう構成されていること、

のうち少なくとも一方であることを特徴とする。

40

50